

茨木市特定保健指導事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。本要綱第2第2号及び第3において「実施基準」という。）に定めるもののほか、特定保健指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 特定保健指導の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 茨木市国民健康保険加入者
- (2) 実施基準第4条に規定する者

(特定保健指導の実施及び内容)

第3 特定保健指導の実施及び内容は、実施基準及び標準的な健診・保健指導プログラムによるものとする。

2 本要綱第2第2号の対象とならない者については、生活習慣改善支援の観点から情報提供等を行うものとする。

(利用料)

第4 特定保健指導の利用料は、無料とする。ただし、市長が必要と認める場合は教材費等の実費に相当する額を徴収する。

(実施の方法)

第5 特定保健指導は、茨木市が直接又は委託する方法により実施するものとする。

2 特定保健指導を委託する方法により実施するときは、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成20年厚生労働省告示第11号）に定める基準を満たす者に委託するものとする。

(実施時期)

第6 特定保健指導の実施時期は、市長が別に定める。

(庶務)

第7 特定保健指導に係る庶務は、健康医療部健康づくり課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、特定保健指導の実施について必要な

事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から実施する。